# 会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成24年度 第2回 武蔵村山市民保養施設検討委員会
開催日時	平成25年1月21日(月) 午前9時00分 ~ 午前10時00分
開催場所	中部地区会館401会議室
出席者及び欠席 者	查、比留間企画政策課長
議題	1 会長挨拶2 行政評価委員会の審議結果について3 狛江市の例について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	2 今後の方針 一般施設については狛江市の例を参考に割引制度を検討していき、姉 妹都市である栄村は補助金制度として残すと決定した。
	○委員長 まず、本日議題として用意させていただいた、行政評価委員会(平成24年12月27日開催)の審議結果について、事務局の方から説明させていただく。 ●事務局 資料の1ページ目をご覧いただくと、行政評価委員会意見の整理ということで、補助金についての意見が取りまとめらな意見をいただいているところである。 「インターネット等を通じて安価なツアーが数多く提供されている現状など、本補助金を巡っては、その創設当時とは時代背景を異にしており、厳しい財政状況の中で、利用率の低さ、利用者の固定化等を理由に、一次・二次評価ともに「抜本的見直し」としている。当委員会としても、同様の理由から大幅な見直しが不可欠であると考えるが、子育の配慮にから、宿泊施設の利用に係る経済的負担の軽減には、今後も一定の意義が認められる。 そ、本補助金については、一次・二次評価で提案されている場合で、本補助金をで協定を締結することにより、市が市民に対し協定をで、本補助金とで協定を締結することにより、市ができるとも、おり、市の配慮とを締結することにより、市が可できる仕組みとするなど、本が開金とで協定を締結することにより、市が可できる仕組みとするなど、市の財政負担を軽減する方向で、と、のあり方を見直していくことが適当である。」行政評価については以上である。 ○委員長前回も以前(平成18年度)の行政評価委員会の資料をお示しさととが多るされ、税金を注ぎ込かということに対する否定的な意見がなされ、税金を注ぎ込かとというような意見がなされ、税金を注ぎ込かとというような意見がなされ、税金を注ぎ込かとというような方ととに対するでは市民保養所の栄持の保養所の件で、そ村は特別なものだから残していくが、それとも補助額を一定にしていくというような意見も出されたところである。これらをふまえ、新たな方法として事務局の方か

ら説明させていただく。

## ●事務局

市と施設が協定を結んで割引制度を実施する。市は財政的負担を行わないということで、先進的に行っている自治体があったので、そちらを資料として添付させていただいた。資料3となっている狛江市の例である。利用方法(概略フロー)をご覧いただくとわかりやすいかと思われるが、市民がパスポートを宿泊施設に提示するだけで割引が受けられ、その場で割引料金を支払うというようなフローとなっている。こちらは平成23年10月から実施しているとういことで、これが非常にわかりやすい例になっている。

## ○委員長

行政評価委員会でも見直しが適当であるということで、制度をやめるというのは無理な状況であると思われる。狛江市は、保養所と契約なり協定を交わして、市民がパスポートを持って行ったら施設は一割10%の割引をしていただきたいというような方法だと思われる。狛江市の例を報告書の中にまとめ、今後のあり方を決定していければと思っている。今まで行っていた制度と随分変わるが、現在の制度ではあまりにも財政負担が大きくなっているということで、事務局としては、早めに新しい制度にしていきたいという希望がある。他に意見等があればお願いする。

## ○副委員長

こういう方向にしていきたいといった事務局の意見があれば議論できるが、事務局には具体的に書いてもらった方がよい。

## ○委員長

実際には事務局としてはすでに具体案を作成してある。それには栄村は 独立させるということなども練っているところである。あとは補助をいく らにするなどの課題が残っている。

#### ●事務局

資料には府中市が市民保養施設事業を廃止したという新聞記事もある。 一般施設は全廃させて栄村についてだけ残すとか、そういう事について意 見をいただけないだろうか。

#### ○委員

前回の委員会以降に府中市のことがあって、それについても色々考えてはいたが、税を導入してまでレジャーに注ぎ込むことはないのではないかということで、府中市は廃止したわけである。当市も利用率が3%ということであれば、栄村は姉妹都市の交流事業ということでなんらかの形で残さなければいけないのかなと思う。一般の旅館は根本から見直してもいいのかなと思う。

# ○委員長

そうすると現時点では、やはり財政負担を抑制しながら事業を行ってい くという結論になるかと思われるがいかがか。

## ○委員

例えば、今当市が契約している施設は狛江市のような方式で移行することは可能なのか。

## ●事務局

実は打診をしてあり、PRさえしていただければいいですよというところが幾つかある。

# ○委員

ただ、シーサイドいずたが等は共済組合の関係でこのようにはいかないのではないか。また、パスポートではなく、当市の住所が確認できる運転免許証や身分証明を持って提示すれば料金割引でやってくれるという方法

	ところは現金で補助し、そ ようにやっていってもよい。 ○委員長 では、前回と今回の皆さ 案としてお示しをして、で	と思う。 んの貴重な意見を幸	服告書として	まとめ、ど	欠回、
	施行していきたいというの いする。これを以って、第 だく。	–			
会議の公開・ 非 公 開 の 別	■公 開 □一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開と	した理由	傍聴者:	0 人	

でもいいのかなと思う。もしくは栄村やシーサイドいずたが等の代表的な

会議録の開示・ 非 開 示 の 別	■開 示			
		□一部開示	(根拠法令等:	)
	力リ	□非 開 示	(根拠法令等:	)

庶務担当課 市民部 市民課(内線:142)

(日本工業規格A列4番)